

美幌町パブリックコメント手続 条例（案）の考え方

平成24年6月

美幌町総務部政策財務グループ

美幌町パブリックコメント手続条例制定に向けての考え方

1 制定の趣旨

二つの要因により制定します。

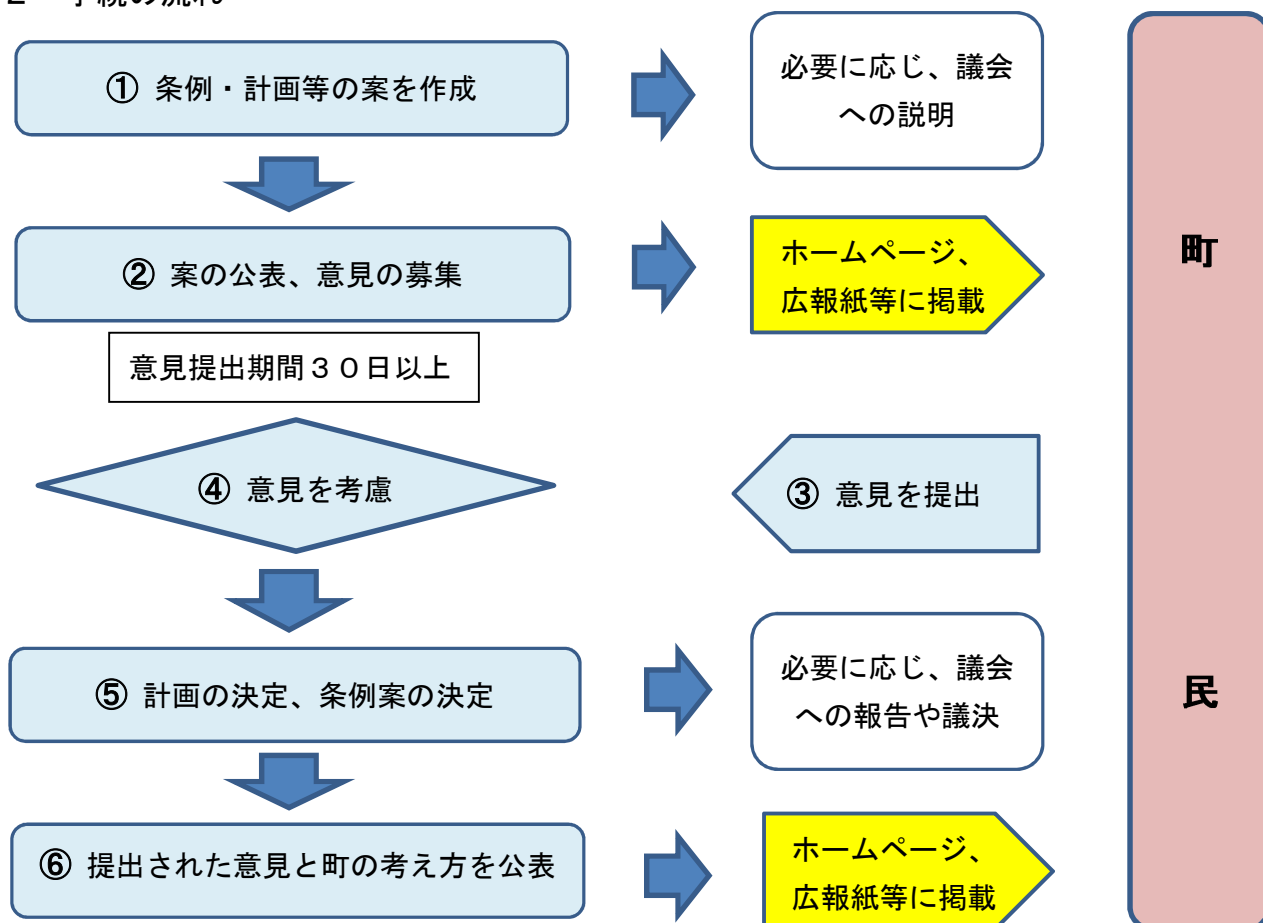
- (1) パブリックコメント手続とは、町の基本的な政策等の策定に当たり、その策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見や情報の提出を受け、町民から提出された意見の概要及び町民から提出された意見に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

現在、本町においては、パブリックコメント制度を要綱に基づき実施しておりますが、平成23年4月に施行された自治基本条例第14条第3号に町民参加の方法として「意見公募（パブリックコメント）手続の実施」が規定されました。このことは、この制度が分権時代における町民参加の手法において重要な制度であるとの考え方からです。

このことから、この制度の継続性、安定性を図るため要綱という行政内部規範から条例を根拠とする制度に移行するため制定するものです。

- (2) 平成17年6月の行政手続法の一部改正により「命令等」を定める際の意見公募手続（パブリックコメント手続）が追加されました。この法律の第46条は、地方公共団体に対し法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努力義務を課しており、この努力義務を受けて制定するものです。

2 手続の流れ



美幌町パブリックコメント手続条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本町の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、町民の町政への参加を推進し、もって町民との協働による開かれた町政の実現に資することを目的とする。

【考え方】

パブリックコメント制度の目的は、町民の多様な意見を町政に反映させることにあります。この制度の実施により、町民生活に重要な政策等の立案から、案の決定に至る過程と、町民の意見に対する町の考え方が公表されることにより、行政運営の公正性の確保と透明性の向上が図られるものです。

この制度は、政策等に対する町民の賛否を問うものではなく、あくまでも政策等の意思決定に当たり町民の有益な意見や情報を得ることによって、政策等の内容をより良いものとするためのものです。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者、町内で働き又は学ぶ者及び事業活動その他の活動を営む者又は法人若しくは団体をいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。
- (3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、北海道の条例、北海道の執行機関の規則その他の規程、本町の条例、本町の執行機関の規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。

【考え方】

条例中の重要な用語について定義しています。

- (1) 町民は、自治基本条例で定めた「町民」の定義と同じ内容としており、地方自治法に定める住民（町内に住所を有する者で外国人町民や法人を含みます。）のほか、町内の事業所に勤務している者や町内の学校に通学している者、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。
- (2) 実施機関は、この制度を町政全般に適用させるため、町のすべての執行機関とします。ただし、議会については、議事機関であり、自立性を有しているため対象外とします。
- (3) 法令等について定めています。

(パブリックコメント手続の実施)

第3条 実施機関は、町の基本的な政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案（定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定めて、広く町民の意見を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施しなければならない。

【考え方】

パブリックコメント手続とは、町の基本的な政策等の策定に当たり、その策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見や情報の提出を受け、町民から提出された意見の概要及び町民から提出された意見に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいいますが、この条において、実施機関に対し、当該パブリックコメント手続の実施を義務付けているものです。

(対象)

第4条 前条の規定によるパブリックコメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 町の基本的な制度を定める条例
 - イ 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例（町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。）
- (3) 町民生活、事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（規程及び告示を含む。）の制定又は改廃
- (4) 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令等に従って判断するために必要とされる基準をいう。）の制定又は改廃
- (5) 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）の制定又は改廃
- (6) 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）の制定又は改廃
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【考え方】

パブリックコメント手続の対象となる政策等は、基本的に町民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるような政策、施策などで、町内全域又は全町民を対象とするもの

とします。

- (1) 「町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画」とは、将来の町の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいい、その名称については基本構想、プラン、方針など特に問いません。なお、道路、公園などの個別地域での整備事業については原則として対象外としますが、基本的な考え方が町内全域又は全町民を対象とするものについては対象となります。

具体的な例として、町には「総合計画」「地域福祉計画」「障がい者福祉計画」「地域緑化推進計画」「都市計画マスタープラン」「水道事業基本計画」などの計画がありますが、これらの計画などを新しく制定、改定しようとする場合は対象となります。

- (2) 「町の基本的な制度を定める条例」とは、町政全般や個別の行政分野における基本理念など町の進むべき方向性を定めるものをいいます。

具体的な例として、町には「自治基本条例」「行政手続条例」「情報公開条例」「くらし安全まちづくり条例」などの町政を推進する上での共通の制度がありますが、これらの条例などを新しく制定、改廃しようとする場合は、対象となります。ただし、部設置条例や職員の給与に関する条例など、行政内部のみに適用されるものは該当しません。

- (3) 「町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例」とは、広く町民に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項に基づく条例をさします。具体的な例として、町には「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「火入れに関する条例」などがありますが、これらの条例などを新しく制定、改廃しようとする場合は対象となります。

「町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」を除外したのは、地方自治法第74条第1項の直接請求制度において、地方税等の賦課徴収や分担金、使用料、手数料の徴収に関する条例が対象外とされていること、また、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは、パブリックコメント制度の趣旨に合致しないことなどからです。

なお、地方税法第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合は対象とします。

- (4) 審査基準とは、行政庁に許認可などを求める申請があった場合に、その審査に当たり許認可などをするかどうかを、根拠となっている条例などその定めに従って行政庁が判断するために必要とされる基準のことをいいます。
- (5) 処分基準とは、特定の名あて人に対して直接に義務を課したり、権利を制限する不利益処分を行おうとする場合に、不利益処分をするか、または、どのような不利益処分をするかを、根拠となっている条例などの定めに従って行政庁が判断するために必要とされる基準のことをいいます。
- (6) 行政指導とは、町の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。行政指導指針とは、この行政指導が同一の行政目的実現のために一定の条件に該当する複数の者に対して行われる場合に、共通して内容となる事項のことをいいます。

- (7) 「前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの」については、広く町民に適用される要綱や、町が実施した重要な施策の行政評価などについてもその対象となり得ます。

(適用除外)

第5条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する政策等については、適用しない。ただし、実施機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公益上、緊急を要し、パブリックコメント手続を実施することが困難なもの
- (2) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定めるもの
- (3) 軽微なものの又は裁量の余地がないもの
- (4) 法令等に別に町民の意見を求める手続が定められているもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の請求を受けて議会に付議する条例

【考え方】

形式的にはパブリックコメント手続の対象となるものであっても、その具体的な事情や内容から広く町民に意見を募る必要性を有さないものや、合理性が認められないものについては、パブリックコメント手続を行わないこととします。

- (1) パブリックコメント手続を実施すると政策等の策定までに一定の期間を要することとなり、手続に係る所要時間の経過等により、その効果が損なわれてしまう災害などへの緊急対応など、公益上、緊急に政策等を策定する必要があるために手続を行うことが困難なものについては除外することができます。
- (2) 補助金など、予算議案の議会審議などを通じて成立した予算を根拠として、金銭の給付決定に必要な算定基礎となる金額や率、算定方法などを定める場合は、既に議会の議決を経ていることから対象から除外します。
- (3) 一部字句の変更を行うなど、大幅な変更や基本的事項の改定を伴わない場合は対象から除外します。また、上位法令や国、北海道の計画にその内容が詳細に記載されており、その規定に沿った決定をしている場合は対象から除外します。
- (4) 策定しようとする政策等の内容や性質に応じて、法令等で、縦覧等別の町民に意見を求める手続が定められているものがあります。この場合は、この条例の手続よりもそれらの法令等に定められている手続を優先させます。
- (5) 直接請求の手続を経て制定改廃する条例は、町民の発意により議会に提案される条例であり、実施機関が修正を行うことができないことから、対象から除外します。

(政策等の案の公表)

第 6 条 実施機関は、第 3 条の規定によりパブリックコメント手続を実施しようとするときは、当該政策等の案とともに次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案についての実施機関の考え方及び論点
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町民が当該政策等の案の内容を理解するために必要な資料

【考え方】

パブリックコメント手続を実施する際は、公表する案とともに、町民がその内容を十分理解できるよう、難解な表現を避け、分かりやすいものとします。また、論点などを明確にし、町民から意見の提出がしやすくするようにするとともに、適切な判断ができるよう必要かつ十分な量を提供するものとします。

条例案については、単に条文のみを公表するだけでなく、町民にわかりやすいように「骨子等」を示すものとします。

(意見の提出期間)

第 7 条 第 3 条の規定により定める意見提出期間は、同条の公表の日から起算して 30 日以上でなければならない。

【考え方】

意見の提出期間については、その期間を長くした場合、寄せられる意見も多くなる反面、政策等の策定に迅速性を欠くことが想定されます。これらのことを考慮し、共通のルールとして原則 30 日以上としました。

(意見の提出方法)

第 8 条 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとし、提出先は実施機関が指定するものとする。

- (1) 書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当であると認める方法

2 意見を提出しようとする町民は、住所、氏名その他実施機関が別に定める事項を明らかにしなければならない。

【考え方】

- (1) 意見の提出方法については、案の公表時に必ず明示するものとします。

意見の提出は、意見を明確に把握するため、文書又は電子的記録によるものとし、電話や口頭による聞き取りは行いません。ただし、高齢や障がいを持つなどの理由により、

書面での提出が困難であると実施機関が判断する場合は、別の方法により受け付けるものとします。

- (2) 町民に責任のある意見の提出を求める趣旨から、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあっては所在地及び代表者氏名）、電話番号を記入していただきます。

(パブリックコメント手続の特例)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、第7条の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合において、当該パブリックコメント手続に係る政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）が、第3条の規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。

【考え方】

第1項の規定は、意見の提出期間（30日以上）についての特例を定めています。

やむを得ない理由とは、法律の成立から施行期日までの期間が短く、30日以上意見提出期間を設けることができない場合などが想定されますが、その理由については、町民の理解が得られる合理的な理由でなければなりません。

このようなやむを得ない理由がある場合には、意見提出期間が30日を下回ることを認めるものです。ただし、この場合は、適切なパブリックコメント手続を行えなかった説明責任を果たすために、政策等の公表の際に、やむを得ない理由についても併せて公表しなければなりません。

なお、この特例は、実施機関が適切な事務処理を行っているにもかかわらず、30日以上提出期間が設けられないのが前提であって、事務の遅延など実施機関の責めによることまでを許容するものではありません。

第2項の規定は、審議会等の答申や報告を受けて政策等を策定するもので、その審議会等がこの条例に定めるパブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合は、費用対効果や効率性の観点から実施機関はあらためてパブリックコメント手続を行わなくともよいとするものです。

なお、この特例を適用するためには、審議会等が行うパブリックコメント手続が案の公表、意見募集期間など、この条例で定めている手続に準じたものとなっていることが必要であり、町民に意見を求める際に公表した報告や答申の案の内容が政策等の内容となるものであることが必要です。

(パブリックコメント手続の周知等)

第 10 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施する場合は、町民に対し、その実施の予告を行うこと等により周知を図るよう努めるとともに、関連する情報の提供に努めなければならない。

【考え方】

よりよい政策等とするためには、多くの町民から意見を提出してもらうことが重要です。そのためには、パブリックコメント手続を実施する旨の予告、説明会の開催、政策等に関連する資料の配付など、政策等の内容に応じて工夫を凝らし、町民が意見を提出しやすい状況、環境を作ることに留意しなければならないことを定めています。

(提出意見の考慮)

第 11 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に当該実施機関に対して提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。

【考え方】

町民から提出された意見を十分に考慮し、反映すべき意見については政策等の中へ反映し、町の考え方などについて説明責任を果たすことにより、町民に開かれた町政を築く行政の責務を定めています。

(結果の公表等)

第 12 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等を定めた場合は、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
 - (2) パブリックコメント手続を実施した期間
 - (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
 - (4) 提出意見を考慮した結果（パブリックコメント手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第 3 号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所等における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 実施機関は、前 2 項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる。
- 4 実施機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかった場合は、その旨（別の政策等の案について改めてパブリックコメントを実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 実施機関は、第5条各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めた場合は、次に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名及び趣旨（趣旨については、第5条第1号から第3号までのいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。）
- (2) パブリックコメント手続を実施しなかった旨及びその理由

【考え方】

第1項は、パブリックコメント手続によって、町民の意見が政策等の中にどのように反映されたかを明らかにするための結果公表の基本的な手続を定めています。

公表する内容は、政策等の案の公表と同様に、町民に対して分かりやすいものとする必要があります。公表の方法は、第14条にも定めていますが、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布及びインターネットを利用した閲覧により行うとともに、広報紙への掲載や報道機関への資料提供なども積極的に行うものとします。

第2項では、類似の意見が多数あった場合など、意見の内容を整理したものを結果公表するほうが町民に分かりやすい場合もありますので、必要に応じて意見を整理、要約したものをもって公表することができることとしています。この場合には、実施機関の窓口などに提出意見を備え付けるなど閲覧などの措置が必要となります。

第3項では、提出を受けた意見は、そのすべてが公表されることが原則ではありますが、意見の中に、個人が識別できる情報や特定の個人や法人の利害を損ねる情報などが記載される可能性があるため、個人情報保護制度や公文書公開制度における不開示事由に相当するような情報の部分に関しては、それらを除いたものをもって公表することができることとしています。

第4項では、パブリックコメント手続を実施した政策等については、その立案を中止した場合であっても、その理由などを公にすることを定めています。なお、パブリックコメント手続によって提出を受けていた意見は、公表することを要しないものとなりますが、その閲覧を求められたときは、公文書の開示請求に基づいて開示することとなります。

第5項では、手続の免除により、パブリックコメント手続を実施しないで策定された政策等について、結果の公表に準じてその理由などを公表することを定めています。

(準用)

第13条 第11条の規定は第9条第2項に該当することにより実施機関が自らパブリックコメントを実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第9条第2項に該当することにより実施機関が自らパブリックコメントを実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第9条第2項に該当することにより実施機関が自らパブリックコメント手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第11条中「実施機関」とあるのは「審議会等」と、前条第1項第2号中「パブリックコメント手続を実施した期間」とあるのは「審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した期間」と、同項第4号中「パブリックコメント手続を実施した」とあるのは「審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

【考え方】

この規定は、第9条第2項の手続の特例規定によって、審議会等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合に、実施機関は自らパブリックコメント手続を行わなくてもよいとしているため、審議会等が、実質的にパブリックコメント手続を実施したこととできるための準用規定を定めたものです。

(公表の方法)

第14条 第3条並びに第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布及びインターネットを利用した閲覧により行うとともに、必要に応じ、その他適当な方法により行うものとする。

【考え方】

パブリックコメント手続においては、町民に政策等の案の内容を伝えたり、手続の結果を公表する規定があります。公表の方法としては、担当部署での閲覧及び配布、町のホームページへの掲載により行います。また、パブリックコメント手続の実施を広く町民に周知するため、広報紙への掲載や報道機関への資料提供なども積極的に行うものとします。

(実施状況の公表)

第15条 町長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

【考え方】

町民が、いつどの部署でどのような案件についてパブリックコメント手続を行っているかということを容易に知ることができるように、パブリックコメント手続の実施案件や実施状況を一覧表に作成して公表します。一覧表には、政策等の名称、意見提出期間、問い合わせ先等を記載します。

(自治推進委員会への報告)

第 16 条 町長は、毎年 1 回、各実施機関におけるパブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、美幌町自治基本条例（平成 23 年美幌町条例第 8 号）第 49 条に規定する美幌町自治推進委員会に報告するものとする。

【考え方】

美幌町自治推進委員会は、自治基本条例を守り育て、実効性を高めるために設置された町長の附属機関です。

自治推進委員会は、自治基本条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項について自ら審議し、町長に提言することができるとされており、このことから、町民参加の方法のひとつであるパブリックコメント手続の実施状況について、自治推進委員会に報告することにより、この制度の運用状況に対してのチェック機能を確保するものです。

(補則)

第 17 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

【考え方】

この条例のほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項がある場合は、実施機関が別に定めるものとします。ただし、パブリックコメント制度の運用については、実施機関によって取扱いが異なることのないよう、町長がマニュアル等を定め、他の実施機関は、町長が定める運用方法に準じて運用するものであります。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 月 日から施行する。